

藤里町地域おこし協力隊 募集要項

(起業者型)



1 趣旨

日本では希少となった手付かずの森“世界自然遺産白神山地”。その価値や素材を活かし、起業を志す人材を招聘し、藤里町を拠点に持続できる新たなライフスタイルと“しごと”をつくることを目的として藤里町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を募集します。

2 募集人数 2名

- ① ツーリズム起業者型 1名
- ② 白神まいたけによる起業者型 1名

3 募集活動内容

① ツーリズム起業者型

隊員期間中に旅行商品企画開発・販売・ゲストハウス運営などノウハウを取得し、任期終了後の起業を目指すものです。

【主な任務】

- ・藤里町ツーリズム協議会（地域限定旅行事業者）旅行商品の企画・販売
- ・市場調査、販売戦略の構築、商談会参加
- ・ゲストハウス清流荘での商品販売・管理運営
- ・藤里町商工観光関連イベントの運営・サポート

② 白神まいたけによる起業者型

隊員期間中にまいたけの生産・販売・商品開発のほか事業経営ノウハウを取得し、任期終了後の起業を目指すものです。

【主な任務】

- ・白神まいたけ事業（藤里町振興協会）を通じた生産・販売・商品開発
- ・市場調査、販売戦略の構築、商談会参加
- ・藤里町商工観光関連イベントとの連携

この他、協力隊共通の活動として、SNS 等での情報発信などがあります。

【起業について】

起業にかかる費用負担については応募者の自己負担となりますが、協力隊就任3年目から3年満期退任後1年間の期間において、協力隊起業補助金の申請が可能です（上限100万円、補助割合10/10）

このほか、町民を対象とした起業補助金（上限100万円、補助割合1/2）や、県の起業補助金等を活用することが可能ですが、併用できない場合や補助対象経費もごさいますのでご注意ください。融資については民間金融機関及び政策金融機関をご利用ください。

また、協力隊期間中に起業に向けたチャレンジショップ等を開催する際に、その活動費用に対して補助金を申請することができます。（上限20万円）

4 募集条件

- (1) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等に住民票を有し、隊員としての活動決定後は藤里町に住民票及び生活の拠点を移すことができる方（現住所が都市地域等であれば、藤里町出身者の応募も可能です）。
ただし、「地域おこし協力隊」であった方のうち、同一地域における活動を2年以上、且つ解嘱1年以内、又は語学指導等を行う海外青年招致事業（ALT、CIR、SEA）参加者のうち、2年以上活動し、且つ終了後1年以内で、3大都市圏外のすべての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移した方を含みます。
- (2) 業務に支障のない範囲で心身ともに健康な方（国籍は問いませんが、1年以上の就労ビザ等が取得でき、日常会話程度の日本語能力（JLPT N3以上）を有していること）。また、未成年者の場合は保護者の同意書を提出ください。
- (3) 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転ができる方。
- (4) パソコンの操作ができる方。
- (5) 年齢制限は設けませんが、概ね60歳までの方（提出課題によってはそれ以上でも考慮します）。
- (6) ツーリズム起業型：旅行取扱管理者の資格保持者もしくは資格取得を目指すもの。

5 求める人物像とタイムスケジュールイメージ

【共通】

- ・地方での起業を志す方
- ・熱意ある方
- ・新しいライフスタイルの実現に真摯に汗をかける方

【個別：ツーリズム起業型】

<スケジュール>

- 1年目__旅行商品販売・ゲストハウス運営
- 2年目__課題把握自立構想構築
- 3年目__自立構想をもとにしたトライアル
- 4年目__起業へ

【個別：白神まいたけによる起業型】

<スケジュール>

- 1年目
 - ① 生産現場でまいたけ生産のノウハウを主に蓄積
 - ② 営業と販売戦略構想立案
 - ③ 新商品構想・
- 2年目
 - ① 生産管理
 - ② 商品開発・営業
 - ③ 起業に向けた提案事業立案
- 3年目
 - ① 自立に向けた経営・生産・販売・開発の実行
 - ② 起業に向けた提案事業の実施
- 4年目 起業へ

6 活動拠点場所

▼ツーリズム起業型



観光案内所 白神山地森のえき



癒しの宿 清流荘

▼白神まいたけによる起業型



まいたけセンター



菌床白神まいたけ

その他協力隊活動拠点として「かもや堂」(秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴55番地)があり、イベントや勉強会等の活用などでも使用が可能です。

現在藤里町では、ミッションの異なる5人の協力隊員が活動しています。



かもや堂と協力隊員

7 活動時間

ミッションや自主的活動に応じて各自の判断で行いますが、概ね1日7時間45分、週5日勤務を原則となります。

8 活動形態

藤里町地域おこし協力隊として、町長が委嘱します。
(雇用契約を結びません。※副業が認められます。)

9 活動期間

委嘱の日から1年間。

※毎年度成果を確認し、最長で3年間まで延長します。

※就任の時期は2次試験合格後、原則として半年以内。

10 待遇等

- (1) 活動の対価として謝礼金を支払います。委嘱後2年目、3年目の加算あります。
本謝礼は、起業まで基本的収入保障(ベーシックインカム)という位置づけとなります。
月額225,000円 手当等はありません。
- (2) 家族を扶養している場合は、家族協力金を加算して支給します。
配偶者等 6,500円、その他扶養者10,000円(1名につき)
- (3) 町との雇用関係はありませんので、国民健康保険・国民年金への加入が必要です。
- (4) 活動期間中は賠償責任保険及び傷害保険に加入することとし、費用は町が負担します。
- (5) 研修への参加費や旅費は、町職員の例により町が支給します。
- (6) 活動に使用するパソコン、車両は町が準備し、無償で貸与します。
- (7) 住居家賃は町で負担します。
- (8) 電話等通信費の一部(固定電話基本料金・プロバイダ月額利用料)を町で負担します。
- (9) 光熱水費は隊員の負担とします。
- (10) 町へ赴任するために要した費用は予算の範囲内で一部を町が負担します。
- (11) その他、活動に必要な経費等は予算の範囲内で町が負担します。

11 応募方法

次の書類を郵送して下さい。

- (1) 履歴書(市販のもの)に必要事項を記入したもの 1部
(記入上の注意事項)

①応募動機の記載

※応募した動機などを記入して下さい。

②資格、経歴、特技、自己PRの記載

※別紙にてA4版2枚以内で添付して下さい。

※資格欄には、旅行取扱管理者、語学能力、パソコン技能など、できるだけ詳細に記載して下さい。

※連絡先には必ず応募者本人と連絡が取れる住所及び電話番号(携帯電話番号を含む)を明記してください。

- (2) 小論文 1部

ア. 様式

横書きで1,200字以内

※パソコンによる作成。手書きも可。

イ. テーマ

「藤里町を拠点とした起業の可能性と私のプラン」

※自分が貢献できる点を含めて記述すること。

(3) 応募書類送付先

藤里町役場 商工観光課 地域おこし協力隊採用担当
〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

12 募集期間

令和3年6月10日(水)から令和3年8月31日(火)必着

※応募書類は郵送してください。

13 選考方法

(1) 一次選考

書類審査：提出いただいた履歴書及び小論文により行います。

※一次選考結果は、本人宛に郵便で通知します。

※一次選考合格者には、二次選考の情報を連絡します。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって、オンラインによる面接及び町についてのオリエンテーションを実施します。日時は対面での面接試験日と同日とします。詳細については一次選考合格者に対して通知いたします。

(2) 二次選考・最終選考

一次選考合格者に対し面接により行います。

※日時、場所は二次選考通知時に連絡します。8月中旬を予定。

状況によりオンライン面接とする場合があります。なお、選考会場への移動に要する費用(旅費等)の支給については上限4万円まで支給します。

※二次・最終選考結果は、本人宛に書面にて通知します。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

(3) その他

・応募された応募用紙、提出課題、資料等は返却いたしません。

・試験結果に対する異議等には回答いたしません。

・虚偽の申告、代理人の受験等によって不正に合格を得た場合は採用取り消しいたします。

・新型コロナウイルス感染症の流行状況により、採用試験が困難な場合は試験を一時中断、または中止する場合がございます。

14 お問い合わせ・申込先

書類の記入方法や提案事業の相談、書類の提出などについては下記までお問い合わせください。

藤里町役場 商工観光課

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

TEL 0185-79-2115

FAX 0185-79-2293

mail kankou@town.fujisato.akita.jp